

令和 3 年度 監査 計画

令和 3 年 2 月 2 5 日 決定

第 1 基本方針

監査委員は、地方自治法により設置された独立の執行機関として、市の行財政運営の健全性と透明性の確保に寄与し、もって住民の福祉の増進と市政への信頼確保に努めるため、東久留米市監査基準に基づいた監査を実施するものとする。

第 2 実施方針

- (1) 公正で効率的な行財政運営を確保するため、市の財務事務について、合規性、正確性、経済性、効率性及び有効性の観点から監査を行い、市の施策の推進及び事務改善に繋がるような指導又は助言を行う。
- (2) 財務会計上の事務処理の誤りなどについて、リスクの内容及び程度の検討に資するよう、発生事例の蓄積に努め、不正、事故等が発生する可能性の高い事項を重点的かつ優先的に行い、効果的かつ効率的な監査を実施する。
- (3) 監査の結果は、市長及び議会に報告するとともに、監査により行った指導の内容等について、総務課が主体となって実施しているリスク管理の強化に係る取り組み事例を活用したフォローアップにも努める。

第 3 監査等の実施

(1) 例月現金出納検査 (地方自治法第 235 条の 2 第 1 項)

会計管理者等の権限に属する現金出納について、提出された各種の検査資料に基づき、計数を詳細に調査し、現金管理の状況を的確に把握するとともに、現金の帳尻と現金残高を確実に確認する。原則として、毎月 2 5 日に実施する。

実施計画等の詳細については、別途定める。

(2) 定期監査 (地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項)

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうか及び経営に係る事業の管理が合理的かつ能率的に行われているかどうかを主眼とし、9 月から 2 月にかけて実施する。

監査手法等の詳細については、実施計画策定時に検討する。

(3) 工事監査 (地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項)

工事の計画、設計及び施工等が法令等に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼とし、10 月から 3 月にかけて実施する。工事の技術的な部分については業務を委託して実施する。

監査手法等の詳細については、実施計画策定時に検討する。

(4) 財政援助団体等監査 (地方自治法第 199 条第 7 項)

補助金等の財政的援助を与えている団体や公の施設の管理を行わせている団体等に対し、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われているかどうかを主眼とし、8月から11月にかけて監査を実施する。

監査手法等の詳細については、実施計画策定時に検討する。

(5) 決算審査 (地方自治法第 233 条第 2 項及び地方公営企業法第 30 条第 2 項)

市長から審査に付された、一般会計、国民健康保険他 2 特別会計、下水道事業会計の決算書及びその他の関係書類の計数を確認し、予算の執行と会計処理が適正で効率的に行われているかどうかを主眼とし、5月から8月にかけて審査を実施する。

監査手法等の詳細については、審査方針策定時に検討する。

(6) 基金運用状況審査 (地方自治法第 241 条第 5 項)

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が適正かつ効率的に行われているかを審査する。決算審査と併せて実施する。

(7) 健全化判断比率等審査 (地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項)

市長から審査に付された、健全化判断比率等(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金不足比率)及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の計数が正確に計上され、適正に作成されているかどうかを主眼とし、6月から8月にかけて実施する。

監査手法等の詳細については、審査方針策定時に検討する。

第 4 監査等の方法及び手続

監査は、補助職員による予備調査と監査委員による本監査にわけて実施する。監査委員を補助する事務局職員は、日常的な準備及び予備調査等の事前準備を行うとともに監査資料を作成し、監査委員への事前説明を行う。

監査委員は、監査資料に基づき検証・確認を行うとともに、関係者からの説明聴取による本監査を実施する。

その他手続については、各監査等で定める実施計画及び審査方針により実施する。